## 処分基準(公表用)

様式第4号

所管部(局)·課 建築住宅課

		<u>D</u>	<u> </u>								
法令名	建築基準法	法令番号	昭和25年法律第201号								
手続名	工事現場の危害防止	根拠条項	法第90条第3項								

対応	1	聴聞の実施	処理	建築住宅課	交付	建築住宅課	目次	
区分	2	弁明の機会の付与	機関	土木事務所	機関	土木事務所	No.	